

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第6回津市子ども・子育て会議
2 開催日時	平成26年8月1日(金) 午後6時00分から午後9時10分まで
3 開催場所	津市役所8階大会議室A・51会議室
4 出席した者の氏名	(津市子ども・子育て会議委員) 市川律子、大山 航、川崎まり子、駒田聡子、瀬戸美奈子、田口鉄久、 田中嘉久、田部眞樹子、内藤直樹、中島伸子、堀本浩史、森 崇、 柳瀬幸子、山川三重子、山田浩之、山中 理、脇ゆうりか (事務局) 健康福祉部長 田村 学 健康福祉部次長 後藤忠久 子育て・こども支援担当参事(兼)子育て推進課長 谷口ひろみ 子育て推進課保育所担当副参事 平田恵美子 子育て推進課調整・子育て推進担当主幹 鎌田光昭 子育て推進課保育担当主幹 丹羽敬二 子育て推進課子育て推進担当副主幹 田口芳裕 子育て推進課主査子育て推進担当 米本孝子 こども支援課長 戸上喜之 こども支援課調整・こども支援担当主幹 橋本直樹 こども支援課主査こども支援担当 大野維佐子 健康づくり課保健指導担当副参事 藤井久美子 津市教育委員会教育長 石川博之 津市教育委員会事務局教育次長 川合陽一郎 津市教育委員会事務局学校教育課長 森 昌彦 津市教育委員会事務局学校教育課学校教育担当主幹 松谷富美子 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副参事 中谷初男 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当主幹 笠井洋幸
5 内容	1 開会 2 議事 (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」について (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」 について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	5人
8 担当	健康福祉部 子育て推進課 子育て推進担当 電話番号(059)229-3390 E-mail 229-3167@city.tsu.lg.jp

## 第6回津市子ども・子育て会議 議事概要

### 1 開会

- ◆事務局(鎌田)が開会宣言
- ◆事務局(鎌田)が会議の成立を報告
  - ・出席者17名(延着1名)、欠席者1名、津市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立

### 2 議事

- ◆田口会長が会議の公開を報告
  - ・津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とする
- ◆田口会長が資料の確認
- ◆田口会長が本日の会議の進め方を説明

#### 【保育・教育部会】

##### (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」について

- ◆事務局(谷口)が資料説明 【資料1】

(大山委員)

区域外保育所を選択した理由で、「自宅近く」というのはどういうことか。

(事務局 谷口)

自宅の最寄り保育所が区域外にあるということである。例えば、住所は久居だが、久居の保育所を利用するより、隣接する美里や津の保育所を利用するほうが近いという場合がある。

(山中委員)

津市では、今後、どのような手順を踏んで、2号認定、3号認定の認定制度を整えられるのか。

(事務局 谷口)

まだ確定ではないが、2号認定と3号認定については、保育所の入所の申し込みと同時に、認定の申請をしていただく方向で調整することになると思う。

(山中委員)

基本的には保護者の自己申告という形になるのか。そうすると、3歳以上で何も申告がない場合は1号認定ということになるのか。

(事務局 谷口)

施設型給付の幼稚園を利用される場合は1号の認定申請が必要であるが、これも幼稚園の申し込みと同時に申請できるようにしたいと考えている。1号認定は教育委員会、2号認定と3号認定は子育て推進課で認定証の発行を行うことになると思う。

(田口会長)

認定の基準は、今後変わっていくと捉えてよいか。

(事務局 谷口)

現在、国のほうで認定基準の検討が行われているところである。それが示された段階で、当会議にお諮りしつつ、津市としての基準等を設定することになる。

(協委員)

既存施設の増改築に当たっては、子育て支援に関する予算の中で補助を受けることができるのか。

(事務局 谷口)

現在は、国の基金を活用し、県と市と事業者の負担で施設整備が行えるようになっている。

(山田委員)

例えば、4ページを見ると、事業所内保育所の3号認定が1・2歳児8人、0歳児2人となっているが、これは平成26年3月末時点における入所実績ということか。

(事務局 谷口)

事業所内保育所を含む特定地域型保育事業の4事業は、平成27年度から市の認可事業になるのだが、既存の小規模保育所と事業所内保育所のうち、認可事業への移行希望があるところに見込みの量として挙げていただいた数字がこれである。

(山田委員)

あくまで認可対象の数字ということか。「量の見込み」自体がそのような考え方か。

(事務局 谷口)

そうである。事業所内保育所で「認可事業に移行したい」と申し出をいただいているところの数字ある。特定教育・保育施設の幼稚園、保育所についても、定員の枠をどれだけ設定していただけるかという見込みの量で数字を挙げさせていただいている。

(田口会長)

実際に事業所内保育所を利用している子どもの数は、どこに入っているのか。

(山田委員)

どこにも入っていないようだ。

(田口会長)

入っていないのはおかしい。この表には載せにくい状況なのか。

(山中委員)

三重大学医学部附属病院の事業所内保育所では、現在、約80人の子どもが在籍しているそうだが、80人というのは相当な量になる。別枠ででもこの数字を入れておかないと、相当な誤差が生じると思う。

(田口会長)

枠外にカウントするなど何かしていかないと、数値が読み取れなくなってくる可能性が

ある。

(山中委員)

津市内の事業所内保育所は、現在、どのくらいあるのか。

(事務局 谷口)

県に届け出がされているものとしては、事業者内保育所が14か所、小規模保育所が6か所ある。ここで、訂正を一つさせていただく。「量の見込み」の中には、事業所内保育所等を希望する方の数も入っている。

(田口会長)

「量の見込み」には入るけれども、確保の数値には入れにくいということか。

(事務局 谷口)

今回、国から提出を求められているところには欄がないので、入れられない。

(山中委員)

そうすると、黒三角のところはかなり数字が変わってくることになる。

(田口会長)

その点を状況として踏まえておかなければいけないということが、ここで確認された。

(川崎委員)

認定は保護者の自己申告に基づくということだが、特に0歳から2歳の子どもに対して認定を行うときには、本当に保育に欠けているかどうかの見極めをお願いしたい。

(事務局 谷口)

認定に当たっては、就労証明など保護者から提出される書類が判断材料になる。ただし、就労の下限時間を60時間にすることが決定しているので、60時間以上働いていないと入れないという縛りにはなってくると思う。

(川崎委員)

実際、上の子を幼稚園に入れ、下の子を保育所に預けている方がいるが、母親の様子を見てみると、幼稚園のクラブ活動に参加したり、幼稚園の送迎時に保護者どうしで長時間立ち話をしたりしている姿をよく見かける。そのような状況にある方の子どもを保育所でお預かりしていることに矛盾を感じる。

(事務局 谷口)

就労の下限時間については、国の基準が48時間から64時間と幅広い中、津市では60時間と設定させていただくことにした。もう少し下限を低く設定している市町村では、就労時間が短くても預けれるという状況が出てくると思われる。

(田口会長)

「区域外施設利用への柔軟な対応」とあるが、津と美杉以外の区域で3号認定子どもの受け入れ枠が不足している中、結局は津辺りへの集中度が高まり、問題の解決にはならないのではないか。

(事務局 田村)

すべてがすべて区域間の柔軟な対応だけで量の確保ができるとは考えていない。ある程度余裕がある区域、あるいは現在でも自宅の最寄り保育所が区域外にあるという場合もあり、そのようなことも考慮しながら、最終的な確保の対応を詰めていきたいということである。

(大山委員)

14ページを見ると、1号認定の子どもに関しては2,866のプラスとなっているが、この数字をそのまま県に出してしまってもよいものだろうか。全市で2,866という大きな数字が剰余としてあるわけで、ニーズがないのにそれほど提供しているのかという議論の展開になってもよいのかどうか。この点について、あらかじめ津市としての考え方を整理しておいたほうがよいのではないか。

(事務局 谷口)

現段階では、定員として設定しているものを数字として挙げる以外に方法がないので、この数字を暫定値として報告することになるが、今後、利用定員の見直しを進め、最終的に計画の中で示させていただく段階では、これを下回る数字で出させていただくことになると思う。

(山中委員)

定員数に対して、実際の入所児童数が非常に少なくなっている。今後、公立幼稚園の統廃合や再編に向けた検討を当会議で進めることが可能かどうか。

(事務局 川合)

公立幼稚園の今後のあり方を視野に入れながら、考えていかなければいけない問題である。

(山中委員)

そこを考えないと、本当の量の確保ということに繋がっていかない。適正な配置または適正な「量の見込み」ということを考えると、やはりそこに踏み込まなければいけないような気がする。

(山川委員)

公立幼稚園の中には、地域によって満員のところと空き教室があるところがあるが、少子化に伴い、数年前から徐々に休園のところが増えてきている。その中で、幼稚園と保育所が一体化している園では、互いに一緒に過ごす時間を持つなどしながら、幼稚園と保育所が歩み寄る部分が見られる。ただ、保護者の中には、幼稚園教育を求める方もたくさんいらっしゃるので、その部分は大事にしていきたい。量だけで「確保の方策」を考えることは、とても怖いことのように感じる。子どもたちの置かれている状況を見て、人材の確保などいろいろな面についても考えていく必要がある。

(山中委員)

本日の会議は、平成29年度における待機児ゼロに向けた方策についての検討が中心になっているが、幼児教育をより広く推進するための方策についても併せて検討する必要がある。

ある。

(田口会長)

子ども・子育て支援の基本的な考え方については、後の会議において検討する場があると思うので、そこでしっかりとした方針を掲げていきたいと考える。

(協委員)

幼稚園における3年保育の実施状況は、どうなっているのか。

(田口会長)

私立幼稚園では3年保育を実施している。加えて、2歳児の子育て支援のような形での保育、あるいは満3歳児の保育も一部実施している園がある。

(山川委員)

公立幼稚園の状況を見ると、津では全園が2年保育である。久居においては、7園中3園で3年保育を実施している。河芸は4園ある中で、3年保育を実施しているのは1園だけである。芸濃、美里、安濃、香良洲では、全園で3年保育を実施している。

(事務局 松谷)

14ページの図表2で、1号認定の子どもが全市的に2,866人という大きな数字になっている問題について、待機児童の解消と、特に公立幼稚園の抱えている小規模園が多数存在するという課題も併せて、今後、津市全体の中で考えていかなければならない問題であると認識している。また、小規模園が多いことに加えて、3歳、4歳、5歳の年齢別に分けた場合の定員や、地域ごとに預かり保育や3歳児保育などサービス内容に異なる点があることなどを含め、本市における就学前教育のあり方を考えていく中で検討していきたいと考える。

(田中委員)

14ページにある数字を見ると、これくらいの人数であれば、既存施設を最大限活用することによって何とかできるのではないかとと思われる。保育所で見れば、全市的には2号認定の部分で215人の空きがあるので、人材の確保ができれば、その分のスペースを0歳児や1歳児に移行できる。そのような理由を付けて、数字の操作をしてもよいのではないか。1号認定の2,866人についても、このままの数字で報告すると、認定こども園をつくり、乳児を受け入れればよいということになってしまうだろう。これについても、公立幼稚園のあり方などを踏まえてもう少し数字を精査する必要がある。また、文章には書けないが、保育所では弾力運営ということで120%までは受け入れが可能であるので、実際のところはマイナスにはならないのではないかとと思われる。

(田口会長)

事務局から示された「量の見込み」に対する「確保の方策」については了承してよいか。

(山中委員)

事業所内保育所等の入所児童数が見込みの中には入っているが、提供の数字には挙がっていないという問題についてはどうなるのか。

(事務局 谷口)

県に確認しつつ、再度、事務局で検討させていただく。

(田中委員)

図表2の1号認定の数字はよほど慎重に扱わないと、「認定こども園を増やさない」ということになりかねない。数字を曲げるということではないが、今後の計画として十分な検討が必要である。

(田口会長)

数字を動かすことはできないので、この点に対する今後の方策をきちんと検討しておいていただきたいということである。

(事務局 田村)

2号認定と3号認定については、人材確保などの面できちんと理由をつけていけば、数字的にも無理のないものに落ちつくと思う。ただ、1号認定のこの数字をそのまま何の工夫もなく報告してよいかということに関しては、正にご指摘いただいたとおりかと思うので、事務局として考え方の整理をさせていただきたい。

(田口会長)

事務局においては、本日の協議を十分に踏まえ、「量の見込み」に対する「確保の方策」、あるいはこの数値等の問題について再検討を行っていただき、次回以降の会議で報告していただくということをお願いしたい。

(事務局 谷口)

了解である。ご指摘いただいた点を再検討して、修正案を提出させていただくこととする。

(田口会長)

県に報告する前に、当会議で確認することができるのか。

(事務局 谷口)

県からは、県の子ども・子育て会議に間に合うように報告するよう要求があり、その期日が8月20日となっている。先ほど皆さんに日程調整をさせていただいた結果、次の当会議は8月21日の開催になる可能性が高く、県への報告の日程について県との調整が必要であると考えている。

(山田委員)

県には、「確保の方策」としてどのような形で報告するのか。

(事務局 谷口)

県への報告は数字のみである。国や県の予算の検討資料として、一斉に集約をする形になると思う。ただ、現段階では、確定値として決まっていないという市町村が多いと思われるので、今後修正するなどして、最終的な数字はもう少し違う数字になっていくと思う。

(事務局 田村)

国から県へ、県から各市町へ報告を求めてきているという流れである。国は、予算の概

算要求のための基礎資料が欲しいので、それでいったん出してくださいということだと思う。そのような一連の流れの中で、確定値を求められているわけではないと我々は理解している。

(協委員)

人材確保はとても大事である。人材確保に関して予算を取っていけるような声を、各市町村から国に向かって上げていく必要がある。

(事務局 谷口)

人材確保については、処遇の改善など、いろいろな面で働きやすい環境の設定が必要である。処遇改善などは国の予算が動かないと市単独で改善していくことは難しいので、やはり国の動きが重要になってくるとは思う。

(田口会長)

津市独自の人材確保策はあるのか。

(事務局 谷口)

現時点では、特にこれという策をお示しできる状況ではないが、今度、国で人材の確保策が出されるということなので、県と連携しながらやっていける事業があれば検討していきたいと考えている。

(田中委員)

人材の確保は本当に切実である。人材がいればもっと子どもを受け入れることができるという状況がどこの園でも続いている。何年か前からの大きな課題であるが、一向に改善の方向に向かっていない。横浜などで待機児童が減ったのは、市外から人材を引っ張ってきたからであるが、地方においても、各市町で住居手当の負担など小さなことをやりながら、市外、町外から人材を呼びこむことが必要である。あとは、各園が独自にどうアピールするかという部分になるが、限られた運営費の中ではできることも限られている。保育士や幼稚園教諭の養成校が減り、学生の数がどんどん減っている中で、処遇改善などで、現在いる職員が離職しないよう、考えていかなければいけない。

(田口会長)

「平成29年度までの提供体制の確保の方策(案)について」で、「人材の確保」や「利用定員の拡大」というところに、「幼稚園・保育所の連携施設の整備」が挙げられている。これは言ってみれば、幼保連携型の認定こども園ということであるが、これが行われることによって、流動的な人材が生まれてくる、あるいは利用定員が増加する方向性へも道が開かれていくことになる。認定こども園は、今回の子ども・子育て支援新制度の一つの柱であり、課題でもある。また、津市においては、同一敷地内にある幼稚園・保育所があり、最も認定こども園に近い条件を整えているということで、今後、当会議においても認定こども園についての論議が必要になると思われる。また、13ページに、美杉区域における「確保の方策」として「特別利用保育の提供」とあるが、教育の提供となると、この形でもなくとも、認定こども園という形でいくことも考えられる。保護者のニーズに応えるには



どの形が望ましいのか、十分な検討が必要である。

(田中委員)

民間保育所の立場から言うと、施設定員を広げるのかどうかを考える一つの中心になるのは、少子化に向かっていく中の公立保育所や幼稚園の統廃合や廃園といった計画である。少子化が進む中、受け入れ枠を増やさなければならないという矛盾したところがあり、増やした分、後はどのようにになっていくのか、どのように支えていただけるのかというところも正直ある。将来的には、子どもの数はどんどん減っていくことが予想されるので、認定こども園にするのではなく、一時的な対応として特別保育利用というところでお考えなのかなと私は受け取っている。

(事務局 田村)

どうしても、国から数字の報告を求められている期限があり、そちらが先行してしまっているが、計画書の中では、子ども・子育て支援に関する津市としての基本的な考え方、理念をきちんとお示しさせていただきたいと思っている。本来であればそれが先で、目指すところが見えている中でご議論いただくべきところ、日程的なことから、「量の見込み」と「確保の方策」の議論が先行していることを申し訳なく思っている。

(大山委員)

美杉区域の1号認定の子どもは、現在、どうしているのか。

(事務局 谷口)

現在は、一部、隣接する白山区域の施設を利用させていただいている。また、区域内に保育所があるので、保育所を利用するために就業先を探していただくなどして入所させていただいており、どこにも行ってみえない方は多分みえないと思う。ただし、就労証明については、他区域よりは少し緩和した形で対応させていただいている。

(田口会長)

地域の子どもが地域で育つということが美杉区域では困難な状況にあるが、これは地域づくりにも影響していく問題である。その意味で、他地区とはまた別の大きな問題があると捉えて、ここをしっかりと考えていく必要がある。

(協委員)

美杉区域には、保育所の建物がそのまま残っている。

(事務局 谷口)

美杉区域には昨年度まで保育所が2か所あったが、今年4月から1か所で保育をさせていただくことになったので、休園となっているもう片方の建物がそのまま残っている。

(山中委員)

過疎地においては、保育所へ入所するに当たっての市の柔軟な対応が求められる。

(田中委員)

この「特別利用保育の提供」とは、どういうものか。

(事務局 谷口)

近くに幼稚園がない場合に、幼稚園児を保育所の中で受け入れて、幼稚園と同じ時間の対応をさせていただくことができるという制度である。

(田口会長)

保育所型認定こども園とは違うのか。現行制度か。

(事務局 谷口)

認定こども園とは違う。新制度である。

(事務局 田村)

通常は、1号認定は保育所では受け入れられないのだが、幼稚園がなく、どうしても受ける施設がない場合、特別ということで認定をして、保育所で保育をするというものである。

(協委員)

カリキュラムは保育ということになるのか。

(事務局 田村)

保育所では教育カリキュラムとまではいかないが、ある程度のことは対応できる。

(川崎委員)

保育所もきちんと就学前の幼児教育を行っている。幼稚園と同じようにカリキュラムを作っているから、私は保育所でも十分だと思っている。

(大山委員)

県内で「幼保園」という呼び方をして委任している市もあるが、それとは違うシステムか。

(事務局 田村)

提供するのには保育所のサービスで、そこで教育的な要素もきちんとできるというものである。あくまでもその地域に幼稚園がないという前提である。

(事務局 谷口)

逆に、近くに保育所がない場合は、幼稚園で保育所の子どもを預かることができるというのもこの制度である。

(田口会長)

保育所における保育は、教育プラス養護ということである。幼稚園においても、教育という用語が多用されるが、養護的な関わりも十分なさってみえるわけで、基本的にはどちらも同じような教育・保育がなされていると捉えてよい。ただ、それを保護者や地域の方々がどのように理解しているかは、また別の問題である。

## 【子育て支援部会】

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」について

◆事務局(戸上、藤井、鎌田、森、中谷)が資料説明 【資料2】

<子育て短期支援事業から妊婦健康診査まで>

(田部委員)

「乳児家庭全戸訪問事業」と「養育支援訪問事業」がばらばらに動いているように思う。「乳児家庭全戸訪問事業」では、ハイリスク家庭はもちろん、ハイリスクではないが継続した見守りが必要な家庭についても把握しているはずである。そうした家庭に対して、どのような施策を考えているのか。どうしても施策は「対応」になりがちだが、特に小さい子どもに対しては「予防」を考えていく必要がある。

(事務局 藤井)

健康づくり課の事業としては、見守りが必要な乳幼児や家庭については訪問を行っている。「養育支援訪問事業」は福祉関連部署の事業であり、対象年齢がやや高く、「乳児家庭全戸訪問事業」と直接結びつくことは少ない。「乳児家庭全戸訪問事業」で継続した見守りが必要と判断した場合は、こども支援課や児童相談所での対応に繋がる場合が多い。

(田部委員)

一人の子どもを育てるのに、これは保健分野、これは福祉分野と施策で対応を分けるのではなく、トータル的なものの見方、考え方はできないのか。

(事務局 藤井)

もちろん連携はしている。その中で、利用できる制度を探してという対応になる。

(田部委員)

各部署がそれぞれに事業をしているから、どうしてもぶつ切れになってしまう。子どもの育ちに責任を持つためにはどのように事業を連携させていくか、そういう考え方が必要である。

(市川委員)

見守りが必要な乳児については、地域に情報が伝わってくるので、保護者に民生委員児童委員の紹介をして、「会いたい」という希望があれば訪問させてもらっている。確かに、田部委員が言われるように、支援が必要な子どもについて各部署が情報を共有し、途切れない支援をしていくことが必要である。

(柳瀬委員)

「乳児家庭全戸訪問事業」は、国の施策で生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問するものであるが、全員が行政の関わりを必要としているわけではない。自分で子育て支援センターなどに足を運び、繋がりを持てる母親も多い。津市では、産婦人科医と保健所、保健センターなどによるネットワーク会議があり、母子保健推進員による訪問事業も充実してきているなど、みんなで連携しながら産後ケアに力を入れていこうという雰囲気生まれている。

(市川委員)

それぞれの立場領域だけでなく、和やかな雰囲気の中で連携の輪ができつつあることはうれしい。

(柳瀬委員)

ハイリスクの場合は小児科医や児童相談所などに繋げていく必要があるが、ハイリスクではないが継続した見守りが必要な家庭については、民生委員児童委員など地域の住民を巻き込みながら、地域全体で見守りの態勢ができつつある。

(市川委員)

ごみ出しのついでにそっと確認したり、「地域でこういうことをやっているよ」と声かけしたりしながら、見守りを行っている。

(駒田副会長)

民生委員児童委員や産婦人科医など、地域のネットワークの力を借りつつ、見守りを強化していくということによいか。

(堀本委員)

子どもたちが地域の大人を信頼できず、防犯ブザーを持つのが当たり前になっている。大多数の大人は、子どもたちを優しく見守ってくれているが、稀に不審者がいて、その情報が即座に流れる。地域の住民を信頼して繋がりを持つべきだということと、知らない人がいたら逃げるべきだという、両方の情報を与えられているので、子どもたちも保護者も大変混乱している。何が安全で、何が危険なのかという判断が難しい時代になっている。子どもや子育て家庭と地域を誰がどのように繋げていけばよいのか。

(駒田副会長)

本日の議題とは別の観点になるが、今後の課題として、地域力をどのように活かしていくか、子どもが安全・安心に過ごせる津市にするにはどうしたらよいかということについても行政に返したいと思う。「子育て短期支援事業」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(一同)

異議なし。

(駒田副会長)

「養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(一同)

異議なし。

(駒田副会長)

「ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(田部委員)

ファミリー・サポート・センターの需要は減少傾向にある。インターネットなどを通して自分の子どもを見ず知らずの人に預けることに対する抵抗感がなくなり、ファミリー・サポート・センターの慎重なマッチングの手続きが敬遠されるようになったためである。

「量の見込み」と「確保の方策」については問題ないと思うが、背景として今の様な状況にあることを認識いただきたい。

(駒田副会長)

ファミリー・サポート・センター事業におけるマッチングの方法は全国一律か。

(田部委員)

全国一律ではなく、私たちの団体は、津市との契約の中で、子どもを預かるに当たり少なくとも3～5人マッチングする方法を取っている。子どものことを考えると、そこは大事にしていきたい。

(駒田副会長)

「乳児家庭全戸訪問事業」におけるリスクの捉え方は、訪問者の資質にも左右される。行政の介入が必要だと判断した場合は、部署を超えた環境整備をお願いしたい。

(田部委員)

訪問者の感性が問われる事業である。

(堀本委員)

母子保健推進員は、研修を受けたら誰でもなれるのか。

(事務局 藤井)

広報で募集をし、研修や先輩の母子保健推進員の訪問活動への同行などを通して、「できる」とおっしゃった方をお願いしている。その後も、年に数回の研修会を実施している。

(田部委員)

虐待の問題などもあるので、研修は必要である。四日市市の場合は、年間かなりの回数の研修を実施している。センスも関係してくるので、研修しても育たない場合もあるが、研修はしないよりしたほうがよい。

(駒田副会長)

訪問する場合は単独で訪問しているのか、それとも複数人で訪問しているのか。

(田部委員)

人それぞれ感じ方が違うので、私たちの団体は必ず2人1組で訪問するようにしている。

(事務局 藤井)

津市は1人体制で訪問している。

(駒田副会長)

感性の問題もあるので、1人ではなく、2人以上で訪問すべきである。

(事務局 藤井)

訪問者は1人であるが、母親の気持ちや様子などを確認するためのチェック表のようなものを持っていき、時には母親に記入してもらったりしながら、状況の把握に努めている。ただし、支援が必要な家庭や子どもであるという情報が事前にわかっている場合は、複数人で訪問するようにしている。

(田部委員)

仲間がいるということと、組織として問題の方向性を出していくことはまったく別物である。そのことを行政にも理解しておいてもらいたい。

(柳瀬委員)

保健センターの保健師と母子保健推進員は連携しているので、母子保健推進員が単独で判断しているということはないと思う。どちらかと言えば、助産師などの専門職のほうが専門的な知識や思いを母親たちに押し付ける傾向があるので、母親たちとトラブルになることが多いが、母子保健推進員は、先輩ママとして母親に寄り添うことができているようである。

(田部委員)

まずは、受け止めることが大切である。

(柳瀬委員)

実際に訪問することで家庭の状況を確認するという目的があるので全戸訪問となっているのだが、最近は訪問を嫌がる家庭も多い。特に問題のある家庭では訪問を拒むケースが多く、そういったところは保健師などの専門的な職員が訪問するシステムをとってもらっていると思う。

(駒田副会長)

市は、他市町の動向を参考にしつつ、各委員の指摘点について検討をお願いする。「乳児家庭全戸訪問事業」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(一同)

異議なし。

(駒田副会長)

「妊婦健康診査」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(一同)

異議なし。

<時間外保育事業>

(田部委員)

「時間外保育事業」については複雑な思いを持っている。もちろん必要な人には保障しなければいけないが、子どもが21時や22時まで保育所にいる姿を見るのはとても辛い。きちんと考えた上で事業を利用している保護者は問題ないが、よく考えもせず安易に利用する保護者がいたとしたら怖いことである。0歳から2～3歳までは愛着形成を図る重要な時期である。将来の社会を担う子どもたちを育てていくにはどのような支援が必要かということ考えたときに、いつも考えが揺れてしまう。

(中島委員)

他県に住む私の娘も働きながら子育てをしている。保育士や幼稚園教諭の免許を持った人が幼稚園に登録をされていて、時間外保育の必要がある子どもをその人の自宅で預かってくれるようだ。津市では、そのような事業はないのか。

(田部委員)

事業としてはある。必要とする人には保障しなければならないと思いつつ、愛着形成の必要性も考えると、揺れるのである。

(中島委員)

私たちの事業所内保育所においても時間外保育の検討をしているのだが、食事の問題など課題は多い。遅い時間まで子どもを預かることがよいのかということもある。

(駒田副会長)

実際にニーズ調査では時間外保育事業に対するニーズが出ているわけだが、利用料についても説明した上でのニーズか。

(事務局 鎌田)

問いの中で別途利用料が必要になることは説明しているが、具体的な金額までは明記していない。また、「延長保育を希望するか」という直接的な問いかけではなく、定期的に保育所を利用したいと回答した人に「何時まで利用したいか」と尋ね、その結果が17時以降であった人の数を単純に吸い上げているのだが、それらの人の中には、友人・知人や支援者などに子どもを預かってもらうなどして延長保育を利用しない人もいるとの考えから、実績の数値を掛け合わせることで9割の方が充足する、7割の量が充足するという形で「量の見込み」を算出している。

(田部委員)

延長保育と待機児童ゼロは、同じ感覚で不安を感じる。今の母親たちは、働きたいという理由で子どもを預ける人ばかりではなく、子育てをしたくないから子どもを預けたいという人もいる。そういった人がどのくらいいるかはわからないが、量の保障をするのであれば、一方で量を保障するための本質的な考え方をきちんと整理しておく必要がある。

(駒田副会長)

「時間外保育事業」については、必要だから手を広げるということではなく、個々の事情に配慮しつつ、「ファミリー・サポート・センター事業」などとの組み合わせでフォローすることを付け加え、「量の見込み」と「確保の方策」を承認するということでよいか。

(一同)

異議なし。

<利用者支援事業>

(市川委員)

私たちの子育て支援の活動に3人の子育て支援コーディネーターが参加し、準備から片付けまで手伝っていただいた。元園長先生なので経験を活かして、子どもと関わっていた。

(柳瀬委員)

子育て支援コーディネーターがどのような役割を担うか。子育て支援センターの一職員でも、単なるお手伝いでもなく、コーディネーターとしての役割を担っていただくことを期待する。私たちのほうから、「こういうことを担ってほしい」と声を上げることも必要で

ある。

(田部委員)

津市の中で、子育て支援コーディネーターの概念が明確になっていないように感じる。

(駒田副会長)

子育て支援コーディネーターには、今後、津市の子育てを繋ぐ核となっていただくよう、現場の皆さんの指導、助言をお願いします。

(堀本委員)

まずは、現場に足を運び、実際の状況を見て知ってもらうことが必要である。子育て支援コーディネーターの役割は単なるお手伝いさんではなく、お母さんどうしを繋ぐ、組織と組織を繋ぐイメージである。

(田部委員)

コーディネーターは運営者である。

(駒田副会長)

「利用者支援事業」の「量の見込み」と「確保の方策」については、承認いただけるか。

(一同)

異議なし。

<地域子育て支援拠点事業>

(田部委員)

この事業は、子育て広場とは別のものか。

(駒田副会長)

資料2の14ページにあるように、子育て支援センターと子育て広場、幼稚園未就園児の会を合わせた数である。

(柳瀬委員)

「子育て支援員（仮称）」は、どういうものか。

(事務局 鎌田)

参考資料「人材確保の取組として」の2ページに、「子育て支援員（仮称）」の創設に関する説明がある。子ども・子育て支援事業の実施に当たり、様々な人材が必要になることから、国が創設を考えているものである。国が示すガイドラインによる全国共通の研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定し、小規模保育の保育従事者、家庭的保育の補助者、放課後児童クラブの補助員等としての活用を想定している。

(柳瀬委員)

その制度は、いつから始まるのか。

(事務局 鎌田)

平成27年度からスタートすることになっているが、参考資料で示した内容以上の情報はまだ国から示されていない。これは、女性の活躍の場を確保するための取り組み強化の一環として、国の産業競争力会議の中で打ち出されてきた制度である。



(堀本委員)

資料2の14ページに、「津区域の整備（拡充）に当たっては、その位置等の選定について、既存施設、利用者の利便性を勘案して検討する必要がある」とあるが、施設を新設するのではなく、既存の子育て広場などを拠点化するということか。

(事務局 鎌田)

津区域の平成27年度のニーズ量5,666に対して、既存の子育て支援センター等の受け入れ容量を差し引くと約2,500の不足が生じるため、何らかの対策が必要であるが、それには単に施設を新設するという発想ではなく、既存施設の拡充や、更には子育て支援センターや子育て広場などの形態に関わらず、様々な活動の場を利用することも検討したいと考えている。当然、地理的な事情などで利用できる施設がない地域には施設を新設することも検討していく。一律に施設を増やすということではなく、地域の実情に応じた増やし方の検討をするということである。

(田部委員)

津市の子育て支援は、母親に対する支援か、子どもに対する支援か。私は、9月末にニュージーランドのプレイセンターの見学に行くのだが、プレイセンターとは、母親どうしが互いに子どもの預かり合いをする場である。私は、子育てを通して、母親が社会性を身に付けることができるよう支援したいと考えている。母親たちが社会性を持たないと、子どもたちの社会性も育たない。そのあたりのことを子育て支援コーディネーターがどのような考えで支援していくことになるのか。また、市はどのような思想で子育て支援コーディネーターを育成しようとしているのか。

(駒田副会長)

地域子育て支援拠点となる施設には、「子育て支援員（仮称）」を常駐させなければいけないという決まりがあるのか。

(事務局 鎌田)

そういうことではない。

(駒田副会長)

だとすれば、空き教室などを活用して、母親たちが気軽に集まれる場をつくるということでもよいと思う。

(田部委員)

国の方針ではなく、津市としての方向性を示してほしい。津市は、子どもたちがどのように育ってほしいと考えているのか。

(柳瀬委員)

行政だけに押しつけるのではなく、児童館や子育て広場などに携わる支援者も母親を育てるという目線で取り組みを行っていく必要がある。行政は、そうした支援者の取り組みのバックアップをお願いしたい。実際に、母親どうしでグループを立ち上げ活動している人たちもいる。無料または安価で利用できる場があれば母親たちも活動しやすいだろう。

子育て支援コーディネーターにはそうした現場の声を拾い上げていただきたい。行政がすべてをお膳立てする必要はない。

(田部委員)

現場は、市民がつくっていけばよいが、そのためには、津市としての方向性を示していただき、みんながそれを共有していくことが必要である。

(駒田副会長)

子育て支援に携わる支援者どうしが情報を共有し、共通認識を持って取り組んでいけるよう、そうした場を行政にコーディネートしてもらおうということでもとめたい。

(堀本委員)

親育ては難しい面もある。それを認め、受け止めた上でどう返すかは、支援者の心意気次第である。子育て支援の方向性をみんなで共有し、支援者に対し、こういう方向性で母親たちに向き合ってほしいと伝えていくことも必要である。

(駒田副会長)

そういう方向でよいか。

(一同)

異議なし。

<一時預かり事業>

(駒田副会長)

「一時預かり事業」は、0～2歳児の不足が大きい。この問題は「一時預かり事業」だけで解決できるものではなく、他の事業と併せた総合的な検討が必要である。何でもかんでも預かるという体制でよいのかということも含めて、検討をお願いしたい。

(田部委員)

子どもを預かることが駄目というわけではない。預ける必要がある人の子どもは預からなければならない。預け方と預かり方さえ丁寧にすれば、子どもが傷付かないで済む。

(駒田副会長)

中には、自分自身がリラックスしたいから子どもを一時的に預けたいという人もいるだろうが、例えば、「地域子育て支援拠点事業」等がうまく機能し始め、母親どうしで子どもを預かり合える環境ができれば、少しは解消できるかもしれない。

(田部委員)

地域社会の人間関係が希薄化している中ではなかなか難しいだろうが、そういう関係性を築いていきたい。

(駒田副会長)

地域の子育て力を担う人材を育てていくことを市に要請するというので、「一時預かり事業」についてのまとめとしたい。

<病児保育事業>

(駒田副会長)

子どもが病気ときは、他者に預けるのではなく、親が仕事を休んで看病できる働き方を模索していくことが必要である。また、母親が仕事を続けるためには、父親の意識啓発を図り、育児参画力を育成する必要がある。

(田部委員)

社会全般に、男性が育児休業を取ることを非難する風潮がある。

(中島委員)

弊社では、育児休業を取った男性社員が3人いる。一方で、育児休業中は無給になるため、休業を取らない人もいる。育児休業中の収入保障をするとすると、企業が負担しなければならない。

(田部委員)

女性の場合も、育児休業中は無給になるのか。

(駒田副会長)

確か、女性の場合は何割かの手当が出るはずである。以前に比べ、その割合は増えていると思う。

(柳瀬委員)

詳しくはわからないが、育児休業を男性が取得するより女性が取得するほうが得になると聞く。

(田部委員)

それは、制度として問題があるように思う。

(中島委員)

福井県では、保育所や幼稚園に保健師がいて、熱のある子どもでも預かってもらうことができたが、やはり、まずは男性が常に子どもを見ることができ環境をつくる必要がある。そうしなければ、女性の社会的な活躍はますます遅れてしまうだろう。我々企業側も検討しているところではあるが、そういうことについて相談できる行政の窓口があればと思う。

(駒田副会長)

「病児保育事業」については、努力目標として3か所に増やしていただくということと、男性も子どもを見ることができ環境の整備に向けた動きをお願いするということにしたい。

<放課後児童健全育成事業>

(市川委員)

資料2の38ページの表を見ると、「観音寺どんぐり会」は収容可能人数が27人であるのに対し、児童数は約50人となっている。これは施設規模が狭いため27人しか収容できないところ、定員を超えた人数を受け入れているという解釈でよいか。

(事務局 中谷)

そういうことである。

(駒田副会長)

「観音寺どんぐり会」は、正座したら動けなくなるくらいの状況である。公民館のようなものも兼ねているので、夏休みなどにそちらの利用があると、子どもたちが外に追いやられることもある。保育所の園児たちも、16時以降は学童保育の子どもたちに占領されるのでかわいそうである。

(市川委員)

確かに、観音寺保育園は園庭も狭い。

(駒田副会長)

39ページの児童数の合計と、24ページの実績数が違うのはなぜか。

(事務局 中谷)

異なる時点でカウントしているためである。放課後児童クラブの利用児童数は、月々の変動が見られる。

(駒田副会長)

放課後児童クラブの広域利用を考えるに当たっては、送迎バスの導入も検討しているのか。

(事務局 中谷)

社会福祉法人では、広域的な利用者に対し、送迎バスによる安全な通所の確保が図られている。今後、統廃合により閉校・閉園になった施設を放課後児童クラブとして利用するに当たっては、スクールバスの活用も一つの手段として検討しているところである。

(駒田副会長)

利用料はどのような状況にあるのか。

(事務局 中谷)

放課後児童クラブは営利目的ではないので、それぞれのクラブで、運営ができる範囲で利用料を設定していただいている。行政からは、年間の運営資金の2分の1程度の補助をしている。

(森委員)

利用料は、クラブによって異なるということか。利用者数の少ないクラブほど、保護者の負担が大きいということか。

(事務局 中谷)

そうである。一般的な傾向として、ある程度の利用者数がなければ運営は厳しい。

(田部委員)

国の基準では、何人から何人は補助金がいくらというように子どもを升で見ているが、津市は国に準ずる形でしか子どもを見ることができないのか。津市独自の方法を取ることにはできないのか。

(事務局 中谷)

そういうわけではないが、国の基準に合わせるほうが補助金の計算がしやすいというこ

とはある。また、子どもたちの生活や遊びを考えたときに、40人前後が最も適した人数であるとの考えから、40人前後を一つの基準として補助金が設定されており、それに応じた形で10人くらいずつの枠が設定されているという状況である。

(田部委員)

アメリカやカナダのチャーター・スクールでは、補助金の対象は子ども一人ひとりである。国が子どもを升で見ていたとしても、津市では一人ひとりを対象にするという発想があってもよいのではないか。学校以外で子どもたちの集団があるのは学童保育だけである。単なる保育の場ではなく、子どもたちが人として育つ現場として、学童保育はとても大事な場である。その運営をどのように考えるか。日本は、子どもにかかるお金が少なすぎる。

(駒田副会長)

確かに、子どもたちが縦の人間関係を築ける場は他にない。

(内藤委員)

事務局が提案する「確保の方策」では、学童保育が未設置の地域に新たに設置するということが、未設置の地域では利用者も少ないと考えられる。学童保育を一つ立ち上げるには、かなりのお金と保護者の力が必要であり、未設置の地域に新たに設置して量を確保するというのは非常に難しいと思う。現在、利用したいけれど利用できないという家庭に対し、何らかの手を差し伸べることで子どもたちを救うということを、「確保の方策」として考えていく必要があるのではないか。

(市川委員)

保育所は保護者の収入に応じた利用料となっているが、学童保育の利用料は一律である。そのため、非正規職員で収入の少ない家庭などは学童保育を利用したくても利用できないという人がいる。障がいのある子どもに対する支援も、保育所は充実しているが学童保育では十分でないなど、保育所と学童保育では保育の環境に大きな差があるようだ。また、少ない運営費の中で、指導員の人件費が低く抑えられているところも少なくない。

(内藤委員)

給料や働く環境が厳しく、指導員のなり手が少ないのが現状である。障がいのある子どもの受け入れについては、市から補助金の加算をいただけるようになったが、十分な対応ができるだけの指導員の確保ができていない。

(堀本委員)

「すばる児童クラブ」でも、毎年、定員以上の利用希望者があり、10数名はお断りをしている状況である。ただ、同じ小学校区内に「一身田つくし会」や民間の預かりサービスもあり、保護者は複数の選択肢の中から選択できる環境にある。「すばる児童クラブ」の対象は小学校1～3年生で、利用料は5,000円/月である。近接する母子生活支援施設の子どもたちの利用も考慮し、利用料はできるだけ低く抑えている。しかし、安かろう悪かろうになってはいけない。障がいのある子どもを受け入れるに当たっても、放っておくなら預かってはいけないと思う。責任を持って預かることができない場合は、受け入れ

を断ることも必要だろう。補助金をもらうために何でもかんでも受け入れ、その結果十分な保育ができないのでは本末転倒である。大事なのは、放課後、子どもたちが安全にいきいき過ごせるよう支援することである。ただ、放課後児童クラブに対する補助金は年々増えている。逆に、誰でも利用できる児童館に対する補助金は、減らされる傾向にあるようだ。働く保護者に対する支援重視で、子どもたちの日常的な遊びの場への支援が減っている。これでよいのだろうか。

(田部委員)

障がいのある子どもは年々、増える傾向にある。また、障がいの種類や程度も一人ひとり異なるので、指導員はしっかり勉強する必要がある。

(内藤委員)

グレーゾーンの子どもの多いが、そういった子どもには補助金の加算がないので、より注意深く見守らなければならないのに、指導員が足りず、十分な対応ができないのが現状である。保護者も障がいのある子どもを家で見るのは大変なようで、学童保育に預けたがる人が多い。最近の保護者の傾向として、気の合う者どうしでグループをつくったりはするが、自治会の行事や近所づきあいは嫌がる人が多い。学童保育の行事や保護者会にもほとんど参加しないという人が増えている。外国籍の保護者等も多く、保護者どうしが支援し合うことについて、なかなか理解してもらえない。まずは保護者に対する意識啓発が必要である。

(駒田副会長)

学童保育は保育所と違い、保護者自身が運営していくものであることをアピールしたらどうか。

(内藤委員)

保護者運営を強調すれば、更に敬遠されるだろう。

(田部委員)

いかに手間をかけずに子育てしようか考えているようだ。だから、待機児童をゼロにすることが本当に理想なのだろうか、考えが揺れるのである。

(内藤委員)

保護者の中に「学童保育＝大変」という考えがあるので、新しく学童保育を立ち上げるのは難しいと思う。子どものためにという思いを持ってもらえればよいのだが、保護者自身の都合のウエイトが大きく、子どもの都合はなかなか受け入れてもらえないというのが今の社会の実情である。

(森委員)

自分の子どもは可愛がるが、周囲との関わりは持ちたがらないという人が多いのは事実である。仕事が忙しいので手っ取り早く子どもを預けれるところに預け、家に帰ってきて子どもにゲームなどをさせて家族が別々に過ごすという家庭もある。そういう保護者にPTA活動等への参加を促しても断られることが多い。昔に比べ、親が子どもを育てる感

覚が変わってきていると感じる。個々が強くなってきているので、あまり強く踏み込むこともできない。

(田部委員)

個人主義は、自分勝手にやることではない。保護者自身の社会性が育っていないのである。人間としての成熟度の問題だと私は思う。

(森委員)

周囲との関わりを持つことで、仲間が増え、様々なことが学べるということまでは見越せず、ただただ面倒くさい、時間が取られるという思いだけで敬遠しているのだと思う。

(駒田副会長)

周囲との関わりの部分などを粗末にしていると、後で子どもにしっぺ返しが来るのが見えていない。そういうことが見えるように、市のほうで、保護者に対する意識啓発をお願いしたい。

(森委員)

「我が家はこういう子育てをしよう」というような子育てに関する家でのルールなどもあまり見られない。

(駒田副会長)

子育ての主役は子どもだが、主導権は親が持たないといけない。そこが抜け落ちている。結局、子どもが大人になったときに、結婚しない、ニートになるなど、しっぺ返しが来ることになる。

(田部委員)

最近、ナルシストが増えている。行政もただ単に事業をしているだけではなく、そういう状況を一つ一つきちんと掴みながら取り組んでいてもらいたい。

(森委員)

ただ、ニーズ調査で各事業を利用したいというニーズを出してきている人はまだよいほうである。事業を利用したいというニーズもなく、社会との関わりを一切持とうとしない人のほうが心配である。

(駒田副会長)

学童保育が未設置の地域についてはどうか。子どもが少なく、新たな立ち上げが難しいところでは、送迎バスによる広域的な利用も検討すべきか。

(内藤委員)

学童保育を一つ立ち上げるより、スクールバスなどで子どもを送迎したほうがコストも安い。また、学童保育の数が増えると、指導員の取り合いが起きるかもしれない。子どもにとっても少ない人数の中で過ごすより、多人数の中で過ごすほうが好ましいと思うので、将来的には広域で適正な児童数の確保を図るべきである。

(駒田副会長)

できれば、40人前後は確保したいところである。

(内藤委員)

そのくらい的人数があったほうが運営もやりやすく、子どもの成長にも好ましい。昨年度から、学童保育のスクールバス版について市に要望しているところである。

(駒田副会長)

当部会の総意としてもお願いしたい。

(内藤委員)

「観音寺どんぐり会」については、移転地の確保ができれば適正な運営も可能になるが、なかなか場所の確保ができない状況にある。三重大学教育学部附属小学校の児童が多く利用しているので、附属小学校の敷地内に設置するのが望ましいのだが、それは難しい。以前、附属小学校側から「学童保育の利用を必要とする保護者はいない」と断られたこともあったと聞いている。

(田部委員)

学童保育の重要性と子どもたちの放課後の育ちに対し、どのように考えているか姿勢が問われる。

(事務局 中谷)

行政としても、「観音寺どんぐり会」の移転地探しに苦心しているところである。周辺で、ある程度の面積を確保できる空き地と言えば、都市公園法で建物の規制がされている公園しかない。その他の手段としては、附属小学校の敷地内に設置するか、借家を借りるしかないが、内藤委員が言われたように、附属小学校側から「学童保育の利用を必要とする保護者はいない」との見解が出されたこともあったと聞いている。現在、保護者から附属小学校に再度申し入れしていただいているが、それに対する返答はまだない。借家を借りる話もあったが、家賃が高く、借りることができなかった。

(駒田副会長)

近隣の県立高校の敷地を借りることはできないのか。

(事務局 中谷)

県立高校の敷地内に、津市の建物を建てることはできないとは思えない。

◆ここで再び集まり、全体会になる

◆全体会では、田口会長から「保育・教育部会」での審議内容について、駒田副会長から「子育て支援部会」の審議内容について報告があった

(大山委員)

「子育て支援部会」の報告に対して、保護者の代表として一言申し上げる必要がある。当会議は、保護者が子育てをしたくないという理由で子育て支援サービスを利用しているという前提に立って議論すべき場ではない。一部の保護者の印象で議論を進めていただくのは、保護者の代表として認めるわけにはいかない。大多数の保護者はきちんと子育てを



しているし、現場の方々に感謝している。一部には、ご指摘のような保護者がいることは理解しているが、その一部の保護者のために全体のサービスを見誤ることはしてほしくない。

(田部委員)

そのような議論にはなっていない。

(駒田副会長)

一部に子育てから手を引いている保護者もいるという話はしたが、それを議論の核にはしていない。「子育て支援部会」では、子育ての主体は子どもであり、将来に向けた子どもの育ちに向けて保護者をどのように支援していけばよいかという視点ですべての議論を行っている。

(堀本委員)

一身田小学校の全校児童約750人中、子ども会に入っているのは約80人である。子どもにとって周囲との様々な関わりを持つほうがよいということ呼びかけても、子ども会に加入しない保護者が増え、その結果、地域における子どもたちの繋がりが希薄になっているのが現実である。PTA活動にも参加したがる保護者が増えている。そういう現実の中で、子どもが主体となって活動できるようにするにはどのような支援ができるのかということで、部会の議論を進めさせていただいた。

(大山委員)

了解した。

(田口委員)

更なる論議が必要な部分かもしれないが、当会議において、どのような子育て支援の考え方を柱として持っていくかということと密接に関連している問題なので、本日の論議としてはここで収めさせていただきたい。

#### ◆事務局(谷口)が資料説明 【参考資料】

(田口会長)

今、説明を受けた「人材確保の取組」については、本日は報告を受けたのみで、後の会議で具体的なことをお示しいただくということで留めさせていただきたい。「保育・教育部会」で示された「量の見込み」に対する「確保の方策」については、事務局において更なる検討を加え、再度ご提案いただく、また、「子育て支援部会」については、先ほど議論したような点も踏まえ今後更なる検討が必要であるとした上で、数値としては概ね了承するというまとめでよいか。

(事務局 谷口)

全体を把握する中で、子育て支援や子どもの育ちをどのように達成していくかということも大切な議論になってくると思うので、今後、皆さんからご意見をいただきながら、必要があれば数字の修正もさせていただきつつ進めていきたいと考えている。よろしくお願

いしたい。

### 3 その他

(事務局 谷口)

「第7回津市子ども・子育て会議」の日程調整をした結果、候補日の中で最も欠席が少ない8月20日(水)でお願いしたい。

(山中委員)

18時の開始でよいか。

(事務局 谷口)

会議は、18時から20時30分までを予定している。

(田口会長)

まだまだ論議不足の感もあるが、すでに終了時間を大幅に超えているので、次に引き継ぐということで一旦区切らせていただきたい。長時間にわたって熱心にご審議いただき、お礼申し上げます。今後、「量の見込み」と「確保の方策」について事務局の最終的な調整を経て、次回の会議で数値を整えていくことになる。更にその後は、事業計画の基本理念や将来構想も含めた検討をしていくことになると思うので、本日はこのような形で締めくくらせていただきたい。これをもって、本日の会議は終了とする。